

5・3 港湾法の改正

同改正案「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律」は 2011 年 3 月 25 日衆議院国土交通委員会で可決され、本会議の採決を経て 3 月 31 日参議院本会議で可決され成立し 4 月 1 日より施行となった。本改正の骨子は①港格の見直し、②港湾運営会社制度の創設であるが、交通政策審議会港湾分科会に諮られないまま国会で可決された経緯もあり、特に港湾運営会社の制度の創設においては、港湾の公共性の担保、港湾における民業圧迫に繋がりがねない問題を包含した法案である為、これらの問題点につき国交省に当協会として意見を申し入れ、ガイドライン設定プロセスの透明性を要請した。